

# 第143回 定時株主総会招集ご通知

**開催日時** 2026年6月19日（金曜日）午前10時  
（受付開始 午前9時）

**開催場所** 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム  
ホールD7

## 目的事項

- 報告事項** ▶ 1. 第143期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第143期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

- 決議事項** ▶ 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件



議決権行使が簡単に！

「スマート行使」対応



# 第143回定時株主総会招集ご通知

株主各位

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第143回定時株主総会を来たる6月19日に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第143回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト

<https://www.signal.co.jp/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。



東証ウェブサイト  
(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コード（6741）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「株主総会招集通知/株主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



ネットで招集

<https://s.srdb.jp/6741/>



敬 具

**1 日 時** 2026年6月19日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

**2 場 所** 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム ホールD7

**3 目的事項**  
**報告事項** 1.第143期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2.第143期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）  
計算書類報告の件

**決議事項** 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）  
に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

#### 4 招集にあたっての決定事項

- (1) 法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項におきましては書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、記載を省略した事項につきましては、当社ウェブサイトに掲載いたします。
  - ・連結株主資本等変動計算書
  - ・連結注記表
  - ・株主資本等変動計算書
  - ・個別注記表
- (2) インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書につき、各議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛」表示があったものとして取扱うこととさせていただきます。

#### 当日ご出席にあたってのお願い

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・代理人によるご出席の場合は、委任状と本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(当社定款の定めにより、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただいております。)
- ・今後の状況により、株主総会の運営につき大きな変更が生じた場合には、当社ウェブサイト (<https://www.signal.co.jp/>)等にてお知らせいたします。電子提供措置事項に修正が生じた場合についても、上記ウェブサイト等に修正内容を掲載させていただきます。

※なお、当日の様子は、インターネットによるライブ配信でご覧いただけます。(5頁参照)

以上

# 議決権行使のご案内

## ご郵送による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2026年6月18日(木)  
午後5時05分到着分まで

## インターネット等による 議決権行使



次の頁の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月18日(木)  
午後5時05分行使分まで



株主総会へのご出席  
による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を  
会場受付にご提出ください。

## 議決権行使書のご記入方法のご案内

賛否のご表示がない場合は、「賛」として取扱うこととさせていただきます。

<b>議決権行使書</b> 株主番号 123456789 議決権行使回数 10回		お願い 1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご入力いただき、〇〇〇年〇月〇日午後〇時〇分までに到着するようご返送ください。 2. 賛否ご記入および投票の議決権行使をご表示の際は、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参加者票」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。 3. 賛否のご表示と、黒色のボールペンにより、はっきりと〇印をご記入ください。 4. 議決権をインターネットで行使される場合、下のバーコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトにてアクセスし〇〇〇〇の〇〇〇〇日午前〇〇〇〇分までにご提出ください。この場合、議決権行使書を送る必要はありません。													
〇〇〇株式会社 御中 住所 〇〇〇〇市〇〇〇〇区〇〇〇〇番地 〇〇〇〇年〇月〇日 103-8670 千代田区八重洲1丁目 2-1 〇〇〇株式会社 みずほ 花子	<table border="1"> <tr> <th>議案</th> <th>第1号議案</th> <th>第2号議案</th> <th>第3号議案</th> <th>第4号議案</th> <th>第5号議案</th> </tr> <tr> <td>賛否表示欄</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	賛否表示欄	○	○	○	○	○	QRコード 〇〇〇株式会社	スマートフォン 議決権行使 ウェブサイト ログインQRコード
議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案										
賛否表示欄	○	○	○	○	○										



議案の賛否をご記入ください

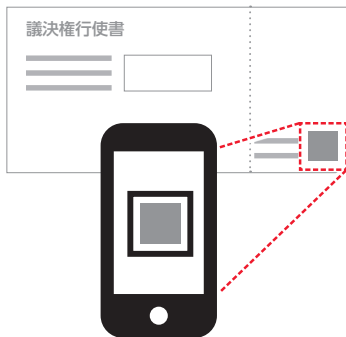
賛成の場合「賛」の欄に○印  
反対の場合「否」の欄に○印

※ 議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

## インターネット等による議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法

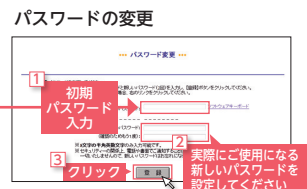
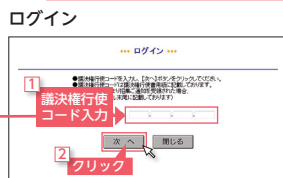
議決権行使書用紙に  
記載のQRコードを読み取る



※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録  
商標です。

### ログインID・初期パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイト  
(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセス
- 2 議決権行使書用紙に記載の「ログインID・初期  
パスワード」を入力し、「ログイン」をクリック



以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点

- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、通信料金等)は、株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合がございます。
- インターネット等と郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
- インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

議決権行使サイトに  
に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部



0120-768-524

受付時間：年末年始を除く9：00～21：00

機関投資家の皆様へ：議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

# インターネットによるライブ配信のご案内

第143回定時株主総会の映像と音声を、株主の皆さまに限定し、インターネットを通じてライブ配信いたします。事前のお申込みの必要なく、ご自宅等からご覧いただくことができますので、是非ご活用ください。

**なお、ご視聴される株主様は、本総会当日の決議にご参加いただくことはできません。事前に議決権をご行使のうえ、ご視聴ください。**



配信日時	2026年6月19日（金曜日）午前10時から	
視聴方法	<p>① パソコン、タブレット端末、スマートフォンにて以下URL又は右記QRコード®を使い、「株主総会ライブ配信サイト」にアクセスしてください。</p> <p>URL <a href="https://6741.ksoukai.jp">https://6741.ksoukai.jp</a></p> <p>② ID及びパスワードを入力する画面が表示されますので、以下のID及びパスワードをご入力ください。</p> <p>ID 株主番号（9桁の数字）</p> <p>パスワード 株主名簿に登録された郵便番号（ハイフンを除いた7桁の数字）</p> <p><b>【ご参考】 議決権行使書用紙におけるID・パスワードの表示位置</b></p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> </div> <div style="flex: 1;"> <p>株主番号 (9桁の数字)</p> <p>郵便番号 (7桁の数字)</p> </div> <div style="flex: 1; font-size: small;"> <p>※郵送により議決権行使される場合は、株主番号をお手元に控えてからご郵送ください。</p> </div> </div> <p>③ 以降、画面の案内に従って操作することでご視聴いただけます。</p>	
ご視聴にあたっての注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご出席される株主様のプライバシーに配慮し、配信の映像は役員席のみとさせていただきます。</li> <li>●ご使用のインターネット接続環境及び回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。</li> <li>●ご視聴いただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。</li> <li>●撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。</li> <li>●ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。</li> <li>●ご不明な点がございましたらコールセンター（03-6833-6282）までお電話ください。（電話料金につきましては、株主様のご負担となります。）</li> </ul>	
事後配信	<p>当社ウェブサイト「株主総会」にて、事後配信いたします。</p> <p>URL <a href="https://www.signal.co.jp/ir/shareholder/">https://www.signal.co.jp/ir/shareholder/</a></p> <p>公開開始日時：2026年7月6日（月曜日）正午（予定）</p>	

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお当社は、取締役候補者の選定にあたり、決定プロセスの客観性と透明性を高めるため、委員の過半数が独立社外取締役ににより構成される「指名・報酬諮問委員会」の答申を受けております。

監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任について、監査等委員1名が出席する指名・報酬諮問委員会の審議の内容を踏まえて検討した結果、取締役候補の選任手続きは適切に行われていることを確認し、会社法の規定に基づき株主総会において陳述すべき特段の事項はありません。

また、監査等委員会は、監査等委員でない取締役が受ける報酬等について、監査等委員1名が出席する指名・報酬諮問委員会の審議の内容を踏まえて検討した結果、決定手続は報酬体系に則り適切に行われていることを確認し、会社法の規定に基づき株主総会において陳述すべき特段の事項はありません。

候補者番号		氏名	現在の地位	主な担当	出席回数/取締役会
1	再任	つかもと ひでひこ 塚本 英彦	代表取締役会長	経営全般	13/13回
2	再任	ごとう りゅういち 後藤 隆一	代表取締役社長 社長執行役員	経営全般	13/13回
3	再任	ほりえ とおる 堀江 徹	取締役 専務執行役員	経営管理統括 グローバルビジネス推進室長 (2025年6月20日就任以降)	10/10回
4	再任 社外 独立	むらた よしゆき 村田 誉之	社外取締役	—	12/13回
5	新任 社外 独立	おおかわ ようこ 大川 容子	—	—	—

※ 当社の「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、12頁に記載のとおりであります。

※ 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。内容としては、被保険者が負担することになる株主代表訴訟のほか、第三者訴訟など被保険者個人に対する損害賠償請求を受けることにより生じる損害を当該保険により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、2026年7月の更新時においても上記内容での更新を予定しております。



# 1 塚本英彦

再任

生年月日 | 1958年9月15日（満67歳）

取締役在任期間 | 14年（本総会終結時）

 所有する  
当社の株式の数  
取締役会への  
出席状況

161,700株

13/13回(100%)

## 略歴、地位、担当

1982年 4月	当社入社	2015年 4月	当社代表取締役副社長
2005年 5月	当社AFC事業部AFC営業部長		当社最高執行責任者
2006年 6月	当社執行役員	2016年 6月	当社代表取締役社長
2010年 6月	当社取締役	2020年 6月	当社最高経営責任者
	当社常務執行役員	2021年 4月	当社社長執行役員
2014年 6月	当社専務執行役員経営管理本部長	2026年 4月	当社代表取締役会長（現任）

## 重要な兼職の状況

なし

## 取締役候補者 とした理由

塚本英彦氏は、当社の代表取締役として経営を牽引してきた豊富な経験、実績を有しております。技術開発にも造詣が深く、新事業の創造による事業領域の拡大に貢献した経歴は、当社がグローバル化や技術革新などの激変する経営環境に適応し事業構造改革を行っていきにあたり適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

(注) 塚本英彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



# 2 後藤隆一

再任

生年月日 | 1964年4月19日（満62歳）

取締役在任期間 | 2年（本総会終結時）

 所有する  
当社の株式の数  
取締役会への  
出席状況

26,400株

13/13回(100%)

## 略歴、地位、担当

1992年 6月	当社入社	2024年 6月	当社取締役
2011年 5月	当社鉄道信号事業部JR営業部長	2025年 4月	当社専務執行役員 事業統括（現任）
2014年 6月	当社中部支店長		ものづくり統括 支社・支店担当
2019年 4月	当社理事	2026年 4月	当社代表取締役社長（現任） 当社社長執行役員（現任）
2020年 4月	当社執行役員AFC事業部長		
2023年 4月	当社常務執行役員 宇都宮事業所担当 AFC事業・R&S事業担当		
2024年 4月	事業副統括 ICTソリューション事業担当、 支店担当		

## 重要な兼職の状況

なし

## 取締役候補者 とした理由

後藤隆一氏は、鉄道信号やAFCなど営業部門の責任者を歴任し、国内事業を牽引してきた実績と幅広い知見に基づく高い見識を有しております。事業領域拡大や競争力の強化において適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

(注) 後藤隆一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



# 3 堀 江 徹

再任

生年月日 | 1964年7月4日（満61歳）  
 取締役在任期間 | 1年（本総会終結時）

とある  
 所有する  
 当社の株式の数 | 17,400株  
 取締役会への  
 出席状況 | 10/10回(100%)  
 (2025年6月20日就任以降)

## 略歴、地位、担当

1988年4月	株式会社富士銀行 （現株式会社みずほ銀行） 入行	2022年4月	当社執行役員 国際事業部長
2010年4月	株式会社みずほコーポレート銀行 （現株式会社みずほ銀行） 国際管理部 営業推進室長	2023年4月	当社執行役員 グローバルビジネス推進室長（現任）
2011年10月	ルクセンブルクみずほ信託銀行 取締役社長	2024年4月	当社常務執行役員 経営管理担当
2016年7月	みずほ信託銀行株式会社 信託プロダクツ業務部長	2025年4月	経営管理統括（現任）
2021年1月	当社入社 当社業務執行理事 経営企画室長	2025年6月	当社取締役（現任）
		2026年4月	当社専務執行役員（現任）

## 重要な兼職の状況 なし

### 取締役候補者 とした理由

堀江徹氏は、国内外における財務並びにリスクマネジメント等の豊富な経営管理経験を持ち、経営全般について高い見識を有しております。経営管理体制の強化や海外事業における競争力の強化において適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

(注) 堀江徹氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

	<b>4</b> <b>村田 誉之</b>	<b>再任</b>
	生年月日   1954年7月19日 (満71歳)	所有する 当社の株式の数   <b>4,900</b> 株
社外取締役在任期間   <b>5</b> 年 (本総会終結時)	取締役会への 出席状況   <b>12/13</b> 回 (92%)	<b>社外</b>
		<b>独立</b>

**略歴、地位、担当**

2009年4月	大成建設ハウジング株式会社 代表取締役社長	2021年6月	当社社外取締役 (現任) 大和ハウス工業株式会社 取締役副社長
2011年4月	大成建設株式会社執行役員	2022年4月	株式会社フジタ 非常勤取締役 (現任)
2013年4月	同常務執行役員	2022年6月	大和ハウス工業株式会社 代表取締役副社長 (現任)
2013年6月	同取締役		
2015年4月	同代表取締役社長		
2020年6月	同代表取締役副会長		

**重要な兼職の状況** 大和ハウス工業株式会社 代表取締役副社長  
株式会社フジタ 非常勤取締役**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

村田誉之氏は、経営者としての豊富な経験、実績及び知見を有しております。これを当社経営に活かし、実効性のある経営の監督機能を発揮していただくため、引き続き社外取締役候補者としております。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。村田誉之氏が代表取締役副社長を務める大和ハウス工業株式会社の子会社と取引関係があります。ただし、取引額は僅少 (同社及び当社それぞれの連結売上高に占める割合は0.1%未満) であることから、社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

(注) 1. 村田誉之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 村田誉之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 村田誉之氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
4. 村田誉之氏が2021年6月まで代表取締役を務めていた大成建設株式会社は、2020年12月に、リニア中央新幹線の建設工事に関して独占禁止法違反があったとして、公正取引委員会より排除措置命令を受けております。ただし、同社は当該命令に対する取消訴訟を提起しており、現在係争中であります。
5. 村田誉之氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏の間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
6. 村田誉之氏は、2026年6月24日に住友電設株式会社の非常勤取締役に就任予定です。



5 <sup>おお</sup> <sup>かわ</sup> <sup>よう</sup> <sup>こ</sup>  
大川容子

生年月日 | 1973年5月23日 (満53歳)

所有する  
当社の株式の数 | 0株

新任

社外

独立

### 略歴、地位、担当

2007年11月	司法研修所入所	2023年 5月	株式会社日宣
2008年12月	弁護士登録		社外取締役 (現任)
	蓬田勝美法律事務所入所		
2015年 5月	大川総合法律事務所		
	代表兼弁護士 (現任)		

**重要な兼職の状況** 大川総合法律事務所 代表兼弁護士  
株式会社日宣 社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大川容子氏は、法律の専門家であり、企業法務について高度かつ専門的な知識及び経験を有しております。法律についての深い見識を活かし、特に法令等の観点から当社経営や戦略に対する助言と実効性のある経営の監督機能を発揮していただくことを期待し、新たに社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 大川容子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大川容子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大川容子氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
4. 大川容子氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

## (ご参考)

## ■取締役（監査等委員である取締役候補者を含む。）に求めるスキル（知識・経験・能力）

当社グループは「インフラの進化」を安全・信頼のソリューションで支えるプロバイダであり続けることを目指しております。サステナブルな事業成長を牽引していくため、経営者としての高い知見と経験、当社を取り巻く技術開発への深い造詣、グローバルに展開する事業領域拡大の推進力、コーポレートガバナンスに資する専門知識を有する人材を取締役候補者として選定しております。

## 【社内出身の取締役候補者】

当社を取り巻く事業環境や業界についての知識、ものづくりや技術・研究開発、マーケティングや営業販売活動を通じた当社の強み・課題についての理解、会計や法務・リスクマネジメント等の経営管理経験を通じ、経営全般に関する高い知見を有する者で、当社の企業価値向上のため、中長期的な視点に立って、適切に経営を遂行することができるもの。

## 【社外取締役候補者】

当社グループの事業領域以外における高度かつ専門的な知識及び経験を活かし、経営戦略に対する助言と実効性ある経営の監督機能を発揮できる者で、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たすもの。

また上記に加えて、多様性やバランスを適切に確保して選定しております。さらに、取締役候補者に占める割合を過半数とし、かつ、少なくとも1名は他社での経営経験を有する者としております。

当社取締役会のスキル・マトリックスにつきましては、以下のとおりです。

## ◆当社の取締役が備える知識・経験・能力（予定）

氏名	地位 (予定)	企業経営	財務・会計	リスク管理 法務	グローバル 経験	技術 研究開発	生産	営業 マーケティング
塚本 英彦	代表取締役	●		●	●	●	●	●
後藤 隆一	代表取締役	●		●	●	●	●	●
堀江 徹	取締役	●	●	●	●			●
村田 誉之	取締役(独立社外)	●		●	●	●		●
大川 容子	取締役(独立社外)			●				
徳淵 良孝	監査等委員	●	●	●			●	
徳永 崇	監査等委員(独立社外)			●	●			
鈴木 雅子	監査等委員(独立社外)	●		●				●
相澤 利彦	監査等委員(独立社外)	●	●	●	●			●

(注) 上記は、取締役が保有する知見のうち、当社が特に期待するものを表しています。

## (ご参考) 社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外役員の独立性を客観的に判断するため、以下のとおり社外役員の独立性の基準を定め、社外役員が以下のいずれかの項目に該当する場合には、当社にとって十分な独立性を有していないとみなす。

東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定された社外役員は、本基準に定める独立性を退任まで維持するよう努めるものとし、独立性を有しないことになる場合は、事前に（やむを得ない場合は事後速やかに）当社に告知するものとする。

### 1. 現在又は過去10年間における当社グループ（当社又は当社の子会社をいう）の業務執行者<sup>(※1)</sup>及び非業務執行取締役

### 2. 過去3年間において、下記(1)～(8)に該当する者

- (1) 当社グループを主要な取引先とする者<sup>(※2)</sup>又はその業務執行者
- (2) 当社グループの主要な取引先である者<sup>(※3)</sup>又はその業務執行者
- (3) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭<sup>(※4)</sup>その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者）
- (4) 当社グループの現在の主要株主<sup>(※5)</sup>又はその業務執行者
- (5) 当社グループが現在の主要株主<sup>(※5)</sup>である法人の業務執行者
- (6) 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- (7) 社外役員が現に相互就任の関係にある先の業務執行者
- (8) 当社グループから多額の寄付又は助成<sup>(※6)</sup>を受けている者又は法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者

### 3. 上記1及び2に該当する者が重要な者<sup>(※7)</sup>である場合において、その近親者（配偶者又は二親等内の親族）

### 4. 通算の在任期間が8年を超える者

(※1) 業務執行者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び使用人等の業務を執行する者をいう。

(※2) 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近3事業年度のいずれかにおける取引額が、取引先の連結売上高の2%を超える者をいう。当該主要な取引先が法人である場合には、その親会社又は重要な子会社を含む。

(※3) 当社グループの主要な取引先である者とは、直近3事業年度のいずれかにおける取引額が、当社グループの連結売上高の2%を超える者若しくは直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している者をいう。当該主要な取引先が法人である場合には、その親会社又は重要な子会社を含む。

(※4) 多額の金銭とは、直近3事業年度の平均で、年間1,000万円を超えるものをいう。

(※5) 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいい、当該主要株主が法人である場合には、その親会社又は重要な子会社を含む。

(※6) 多額の寄付又は助成とは、直近3事業年度の平均で年間1,000万円を超えるものをいう。

(※7) 重要な者とは、取締役、執行役、執行役員及び部長級以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

## 第2号議案

**取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）  
に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件**

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2023年6月23日開催の第140回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち、社外取締役分は36百万円以内）とご承認いただいております。

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して当社の企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入するものとし、上記の報酬枠の範囲内で、新たに譲渡制限付株式の割り当てのための報酬枠を設けることにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権とし、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本議案に基づき対象取締役に対して支給される当社の普通株式又は金銭報酬債権の総額は、年額100百万円以内といたします。なお、本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、①金銭報酬債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引き換えにする金銭の払い込みを要しないものとなりますが、対象取締役に対して支給する上記報酬額は、当該普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合には、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当該普通株式の発行又は処分を受けるものとなります。この場合における当社の普通株式1株当たりの払込金額は、当該普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年20万株以内といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整できるものとなります。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会の答申を経たうえで、取締役会において決定いたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されれば、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は同じく5名（うち社外取締役2名）となり、本制度の対象取締役は3名となります。

本議案に基づき、対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合の当該金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結することを条件とします。

## 【本割当契約の概要】

### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、割り当てを受けた日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、第三者への譲渡、担保権の設定、生前贈与その他一切の処分をしてはならないものといたします。

### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下、「本役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、対象取締役が本譲渡制限期間中に、正当な理由により退任又は退職した場合又は死亡により退任又は退職した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

### (3) 無償取得事由

対象取締役が本譲渡制限期間中に、正当な理由によらず退任又は退職した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。また、上記（2）で定める譲渡制限解除時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。その他の無償取得事由は、当社の取締役会に基づき、本割当契約に定めるものといたします。

### (4) マルス・クローバック条項

当社は、譲渡制限期間中及び譲渡制限の解除後において、対象取締役が法令又は社内規程等に重要な点で違反したと当社取締役会が認めた場合及び重大な不正会計や巨額損失等を含む当社取締役会が定める一定の事由が生じた場合、対象取締役に割当てられた本割当株式又は譲渡制限が解除された当社普通株式の全部又は一部を無償取得することや、本割当株式又は譲渡制限が解除された当社普通株式の相当額を支払わせる条項を定めるものといたします。

### (5) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限解除時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

### (6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

## 【本議案に基づく報酬の支給が相当である理由】

本議案に基づく株式報酬制度は、対象取締役に対して当社の企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的としており、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況その他諸般の事情を考慮して決定されておりますので、本議案に基づく報酬の支給は相当であると考えております。

また当社は、2017年6月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。

### （ご参考）

当社は、本議案が承認可決された場合には、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても上記と概ね同内容の譲渡制限付株式を割り当てる予定であります。

以 上

## 1 当社グループの現況に関する事項

当連結会計年度(2025年4月1日～2026年3月31日)における世界経済は、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や、米国とイスラエルによる対イラン軍事行動といった高まり続ける地政学リスクなど、先行きを注視すべき状況が続いております。

国内経済においては、円安の進行や総合経済対策の影響などにより内需は堅調に推移している一方で、中東情勢緊迫化の影響で、国内の安定的なエネルギー供給が脅かされ、また各種原材料価格の高騰も懸念されております。

このような状況の中、当社グループは、2028年度を最終ゴールとする中期経営計画「Realize-EV100」に取り組んでおります。2年目にあたる2025年度では、DX技術を活用した新商材の販売拡大と新たなビジネスモデルの構築、オペレーション&メンテナンスビジネスの拡大を進めるとともに、ものづくりの更なる生産性向上や人的資本経営の推進等、サステナブルな成長を目指しております。こうした当社の取り組みを広く投資家の皆様にご覧いただくべく、積極的にIR・SR活動にも取り組んでまいりました。

また、当社は、中期経営計画終了時点における政策保有株式の連結純資産合計額に対する割合を20%以下にすべく取り組んでおります。2025年度の取り組みの結果といたしましては、株価上昇の影響はございましたが、合計金額は25,195百万円、連結純資産額に占める割合は22.0%となっております。なお、当期の政策保有株式売却の結果、特別利益といたしまして3,102百万円を計上しております。2026年度につきましても引き続き計画に従い縮減に努めてまいります。

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の経営成績といたしましては、受注高は142,622百万円(前期比42.0%増)、売上高は114,071百万円(前期比6.7%増)となりました。損益面につきましては、営業利益は11,701百万円(前期比18.1%増)、経常利益は13,024百万円(前期比20.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は11,594百万円(前期比36.3%増)となりました。

配当につきましては、長期的な視野に立った安定的な収益構造と経営基盤の確立、並びに財務体質の強化を目指し、研究開発投資、生産体制の整備、人材の育成等を図るとともに、株主の皆さまに対しましては、安定的な配当の継続と業績に応じた利益還元を実施していくことを剰余金処分に関する基本方針とし、当面の数値目標としては、原則として連結配当性向30%以上、下限指標DOE2.0%を設定しております。

上記基本方針に基づき、第143期の期末配当につきましては1株当たり43円といたしました。その結果、年間配当は前期比で13円増配となる1株当たり56円となります。

受注高	1,426億22百万円	前期比 42.0%増	売上高	1,140億71百万円	前期比 6.7%増
経常利益	130億24百万円	前期比 20.7%増	親会社株主に帰属する当期純利益	115億94百万円	前期比 36.3%増

## 交通運輸インフラ事業

売上高構成比  
**51.9%**



### 鉄道信号

【主な事業内容】ATC（自動列車制御装置）、ATS（自動列車停止装置）、CTC（列車集中制御装置）、電子連動装置、踏切保安装置、表示装置、SPARCS（無線式列車制御システム）ほか

「鉄道信号」では、国内市場においては、自動列車制御装置、連動装置等の信号保安装置や、無線連携システム等の受注・売上がありました。さらに、地上設備をスリム化した地方鉄道向けの無線式列車制御システムや、鉄道設備状態をクラウドネットワークで収集・蓄積・分析する「Traio」など、メンテナンスの省力化や検査効率の向上に資する製品開発と全国展開により、今後も引き続き安全で快適な移動の実現に貢献してまいります。

海外市場においては、台湾、エジプト、アルゼンチン等で鉄道信号システムの受注・売上がありました。これまでの導入実績をもとに、アジア諸国やアフリカ、南アメリカ地域におけるインフラ整備の需要に応え、快適で安全な街づくりに貢献してまいります。



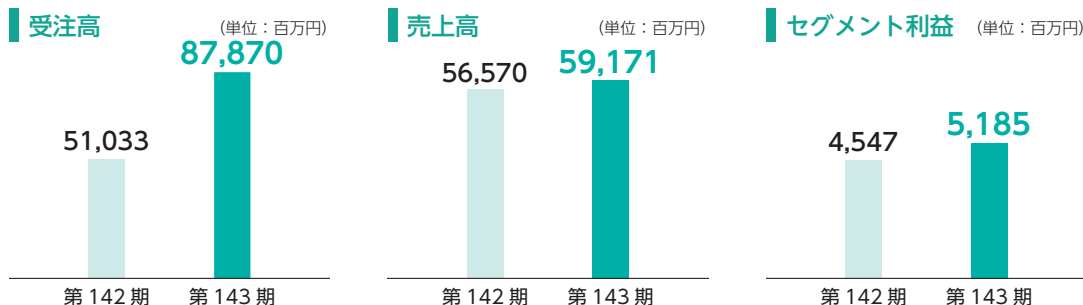
### スマートモビリティ

【主な事業内容】交通管制システム、交通信号制御機、交通信号灯器、MVNO（回線提供サービス事業）、PICS（歩行者等支援情報通信システム）ほか

道路交通安全システムを中心とする「スマートモビリティ」では、交通管制システムや交通信号灯器、パーキングメーター等の受注・売上がありました。また、自動運転実証実験の各種プロジェクトにも積極的に参画し、自動運転車両と道路の信号機や路側センサを連携した「インフラ協調」を支える製品、技術のプロバイダとなることを目指しております。

海外市場においては、慢性的な交通渋滞の解消が求められているウガンダにおいて、引き続き交通信号の受注・売上がありました。今後もアフリカ地域のインフラ課題解決に貢献してまいります。

### 交通運輸インフラ事業



## ICTソリューション事業

売上高構成比

48.1%



AFC

【主な事業内容】自動改札機、自動券売機、自動精算機、ホームドア、ゲート式駐車場管理システム、集中精算式パークロック 駐車場管理システム、セキュリティゲートほか

駅務ネットワークシステムを中心とする「AFC」では、国内市場においては、各種ホームドアやホーム監視システム、改札機、各種駐車場機器等の受注・売上がありました。

これから全国各地で導入が見込まれる、クレジットカードやデビットカード等のタッチ決済及びQRコード認証を用いた新しいキャッシュレス乗車サービスについても、積極的に取り組んでおります。その成果として、全国各地の鉄道事業者様にてクレジットカード等のタッチ決済による乗車サービスを導入いただいております。

海外市場においては、インドやエジプト、バングラデシュ等でAFCシステム等の受注・売上がありました。



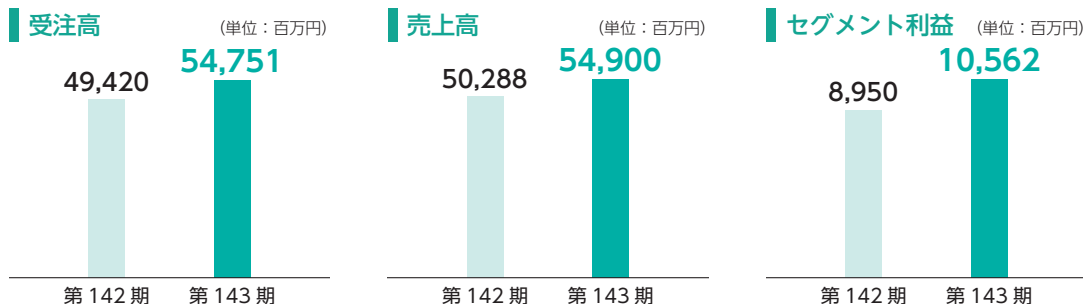
R &amp; S

【主な事業内容】ロボティクス、3D距離画像センサ、地中探査レーダ、OA機器（保守）ほか

ロボティクス及びセンシングを中心とする「R & S」では、多機能鉄道重機「Z I Z A I」やホームドア用の3D距離画像センサ、警備ロボット等の受注・売上がありました。多機能鉄道重機「Z I Z A I」につきましては、2024年7月より導入いただいているJR西日本様に続き、2026年4月よりJR東日本様でも導入いただきました。

当社はフェールセーフの基本思想のもと、これまでに培ったセンサ、画像分析等のコア技術に最新のロボティクス技術を融合させ、人とロボットが協働する未来社会の実現に向けた取り組みを推進してまいります。

### ICTソリューション事業



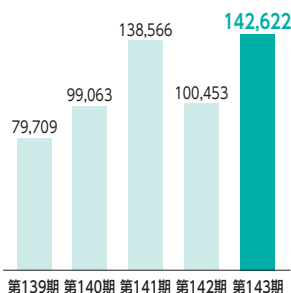
## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

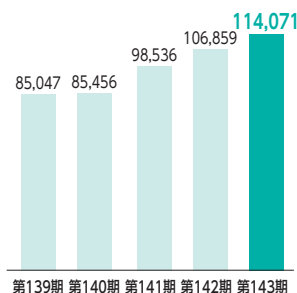
項目	第139期	第140期	第141期	第142期	第143期
受注高	79,709	99,063	138,566	100,453	142,622
売上高	85,047	85,456	98,536	106,859	114,071
営業利益	5,390	5,112	6,824	9,906	11,701
経常利益	6,538	5,915	7,893	10,789	13,024
親会社株主に帰属する当期純利益	4,503	4,075	5,346	8,503	11,594
1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益	72.21円	65.34円	85.71円	136.34円	185.89円
総資産	134,086	146,019	165,295	166,240	172,224
純資産	86,740	89,351	96,821	102,623	114,336
1株当たり純資産額	1,390.71円	1,432.57円	1,552.35円	1,645.37円	1,833.16円
自己資本比率	64.7%	61.2%	58.6%	61.7%	66.4%
自己資本利益率 (ROE)	5.3%	4.6%	5.7%	8.5%	10.7%
研究開発費	2,628	2,838	2,956	3,253	3,368
設備投資額	2,516	2,669	4,300	5,067	6,284
減価償却費	2,170	2,380	2,362	2,635	3,943
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,099	1,715	6,771	5,783	7,874
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,344	△3,597	△2,982	△4,498	△2,725
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,750	3,911	△338	△1,598	△6,547
現金及び現金同等物の期末残高	6,344	8,365	11,760	11,248	10,894

(注) 「1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を除いた株式数、「1株当たり純資産額」は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を除いた株式数に基づき算出しております。

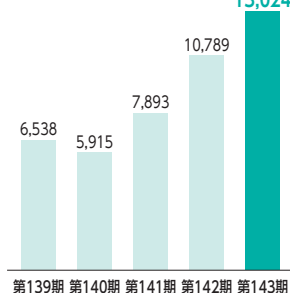
●受注高  
(単位：百万円)



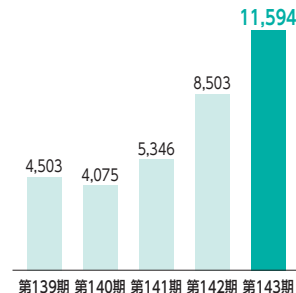
●売上高  
(単位：百万円)



●経常利益  
(単位：百万円)



●親会社株主に帰属する  
当期純利益 (単位：百万円)



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2026年3月31日現在)

#### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
日信電子サービス株式会社	480	100	電気・電子機器保守
横浜テクノエンジニアリングサービス株式会社	40	(100)	電気・電子機器保守
仙台日信電子株式会社	20	(100)	電気・電子機器保守
中部日信電子株式会社	20	(100)	電気・電子機器保守
埼玉ユニオンサービス株式会社	11	(100)	電気工事設計・施工
日信ITコネクスト株式会社	310	100	電気・電子機器保守
日信工業株式会社	90	100	電気機器製造・販売
栃木日信株式会社	82	100	合成樹脂製品の製造・販売
日信特器株式会社	60	100	電気機器製造・販売
日信ソフトエンジニアリング株式会社	50	100	ソフトウェアの開発・販売
日信電設株式会社	45	100	電気工事設計・施工
山形日信電子株式会社	45	100	電子機器製造・販売
札幌日信電子株式会社	30	100	電気・電子機器保守
福岡日信電子株式会社	20	100	電気・電子機器保守
日信ヒューテック株式会社	20	100	一般労働者派遣
朝日電気株式会社	10	100	電気機器製造・販売
日信興産株式会社	10	100	保険代理、施設管理
日信テクノエンジニアリング株式会社	10	100	電気・電子機器保守、施工管理
日信岡部二光株式会社	3	100	精密板金加工製品の製造・販売

(注) 1. 横浜テクノエンジニアリングサービス株式会社、仙台日信電子株式会社、中部日信電子株式会社、埼玉ユニオンサービス株式会社は、日信電子サービス株式会社を通じての間接所有となっております。  
 2. 日信ソフトエンジニアリング株式会社は、2026年5月25日をもって社名をNSEC株式会社に変更いたしました。  
 3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

#### ② 企業結合の成果

連結子会社は上記19社であります。なお、前連結会計年度末において非連結子会社であった日信興産株式会社、日信テクノエンジニアリング株式会社、日信ヒューテック株式会社、埼玉ユニオンサービス株式会社、横浜テクノエンジニアリングサービス株式会社、日信岡部二光株式会社は重要性が増したため、当連結会計年度の期首より新たに連結の範囲に含めております。業績につきましては、前記① 当社グループの現況に関する事項(1)事業の経過及びその成果に記載のとおりであります。

### (4) 会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針 (剰余金の配当等の決定に関する方針)

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める旨を定款に規定しております。

配当につきましては、長期的な視野に立った安定的な収益構造と経営基盤の確立、並びに財務体質の強化を目指し、研究開発投資、生産体制の整備、人材の育成等を図るとともに、株主の皆さまに対しましては、安定的な配当の継続と業績に応じた利益還元を実施していくことを剰余金処分に関する基本方針とし、当面の数値目標としては、原則として連結配当性向30%以上、下限指標DOE2.0%を設定しております。

上記基本方針に基づき、第143期の期末配当につきましては1株当たり43円といたしました。その結果、年間配当は前期比で13円増配となる1株当たり56円となります。

## (5) 主要な営業所等 (2026年3月31日現在)

当社	本社	(東京都千代田区)
	久喜事業所	(埼玉県久喜市)
	宇都宮事業所	(栃木県宇都宮市)
	上尾工場	(埼玉県上尾市)
	大阪支社	(大阪府大阪市北区)
	北海道支店	(北海道札幌市中央区)
	中部支店	(愛知県名古屋市中村区)
	盛岡営業所	(岩手県盛岡市)
	埼玉営業所	(埼玉県さいたま市中央区)
	金沢営業所	(石川県金沢市)
	静岡営業所	(静岡県静岡市葵区)
	京都営業所	(京都府京都市中京区)
	四国営業所	(香川県高松市)
	台北営業所	(台湾 台北市)
	ヤンゴン営業所	(ミャンマー ヤンゴン)
	カイロ営業所	(エジプト カイロ)
		東北支店
	九州支店	(福岡県福岡市中央区)
	秋田営業所	(秋田県秋田市)
	栃木営業所	(栃木県宇都宮市)
	山梨営業所	(山梨県甲府市)
	三重営業所	(三重県津市)
	広島営業所	(広島県広島市東区)
	沖縄営業所	(沖縄県那覇市)
	ダッカ営業所	(バングラデシュ ダッカ)
	マニラ営業所	(フィリピン マニラ)
	ウガンダ営業所	(ウガンダ カンパラ)
日信電子サービス株式会社	本社	(東京都墨田区)
横浜テクノエンジニアリングサービス株式会社	本社	(神奈川県横浜市中区)
仙台日信電子株式会社	本社	(宮城県仙台市若林区)
中部日信電子株式会社	本社	(愛知県名古屋市中西区)
埼玉ユニオンサービス株式会社	本社	(埼玉県さいたま市西区)
日信ITコネクト株式会社	本社	(東京都台東区)
日信工業株式会社	本社	(栃木県下都賀郡野木町)
栃木日信株式会社	本社	(栃木県下都賀郡野木町)
日信特器株式会社	本社	(大阪府岸和田市)
日信ソフトエンジニアリング株式会社	本社	(埼玉県久喜市)
日信電設株式会社	本社	(埼玉県さいたま市浦和区)
山形日信電子株式会社	本社	(山形県長井市)
札幌日信電子株式会社	本社	(北海道札幌市豊平区)
福岡日信電子株式会社	本社	(福岡県福岡市西区)
日信ヒューテック株式会社	本社	(埼玉県久喜市)
朝日電気株式会社	本社	(神奈川県川崎市中原区)
日信興産株式会社	本社	(埼玉県久喜市)
日信テクノエンジニアリング株式会社	本社	(埼玉県久喜市)
日信岡部二光株式会社	本社	(埼玉県深谷市)
北京日信安通貿易有限公司	本社	(中国 北京市)
Nippon Signal India Private Limited	本社	(インド ベンガール)
台湾日信テクノロジー株式会社	本社	(台湾 台北市)
Nippon Signal Bangladesh Private Limited	本社	(バングラデシュ ダッカ)

## (6) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

### ① 当社グループの従業員の状況

事業	従業員数	前期末比増減
交通運輸インフラ事業	1,566人	139人増
I C T ソリューション事業	1,443人	3人増
全社 (共通)	57人	3人増
合計	3,066人	145人増

(注) 1. 上記従業員数は、受入出向者を含み、臨時雇 (326名) 及び出向者を含んでおりません。

2. 上記従業員数は、当連結会計年度より連結対象となった6社 (日信興産株式会社、日信テクノエンジニアリング株式会社、日信ヒューテック株式会社、埼玉ユニオンサービス株式会社、横浜テクノエンジニアリングサービス株式会社、日信岡部二光株式会社) の従業員を含みます。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,146人	15人減	43歳2ヶ月	18年11ヶ月

(注) 上記従業員数は、受入出向者を含み、臨時雇及び出向者を含んでおりません。

## (7) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

主要借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	6,500 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	4,000 百万円
みずほ信託銀行株式会社	2,100 百万円
株式会社三井住友銀行	1,600 百万円
株式会社埼玉りそな銀行	1,300 百万円

## (8) 研究開発活動の状況

当期における研究開発費の総額は3,368百万円であります。

## (9) 設備投資の状況

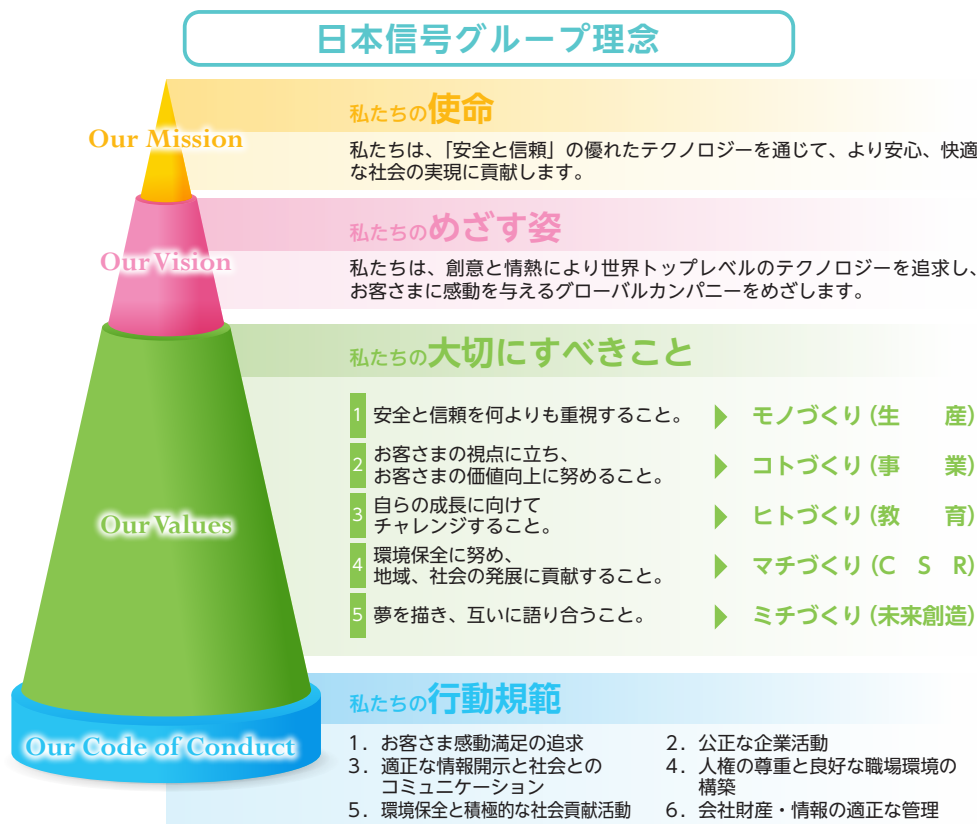
当期における設備投資の総額は6,284百万円であります。

主なものといたしましては、設計・ものづくり改革等に向けた投資を行っております。

## (10) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (11) 対処すべき課題



2019年度よりスタートした長期経営計画「Vision-2028 EVOLUTION 100」では、デジタルディスラプション（デジタル技術による破壊的なイノベーション）で既存産業が淘汰される大変革期の到来に対し、従来の延長線上にない新たなビジネスの在り方を追求し、インフラの進化を安全・快適のソリューションで支えることで社会的課題を解決し、世界中から必要とされる企業グループとなることを目指しております。

また、長期経営計画の実現に向け、設立100周年となる2028年をターゲットとした、新たな中期経営計画「Realize-EV100」を2024年度よりスタートいたしました。2025年度にはこれまで開発してきたDX商材の社会実装や国際事業の拡大、オペレーション&メンテナンス事業の着実な履行に取り組んでまいりました。今後はDX商材について社会実装を足掛かりに顧客へのさらなる展開を図るとともに、国際部門の営業部増設などにより国際事業での地域・顧客に密接した受注活動をさらに強化してまいります。また資本収益性の改善に向けたROE、ROICの向上により一層努め、IR・SR活動を強化してまいります。

## 重点課題 1 新事業・新商材のNext Stage

鉄道・自動車の自動運転、キャッシュレスサービス、CBM、ホーム監視システム、ロボット等の省力化に資する開発の推進、脱炭素や顧客の構造改革を支えるソリューションビジネスの拡大等、新事業・新商材の社会実装の加速に取り組みます。

## 重点課題 2 国際事業のNext Stage

案件履行から継続的な保守・メンテナンス、更なる延伸案件の受注と市場開拓による新たな受注により、国際事業の成長と収益力向上を図ります。また、海外現地化を進めグローバル力を強化してまいります。

## 重点課題 3 ものづくりのNext Stage

脱炭素、ソフトウェアファーストに対応した商材開発強化とグループベースでの設計標準化、ものづくり内製化の推進、設備投資による生産性向上等により、QCD最適化を目指します。

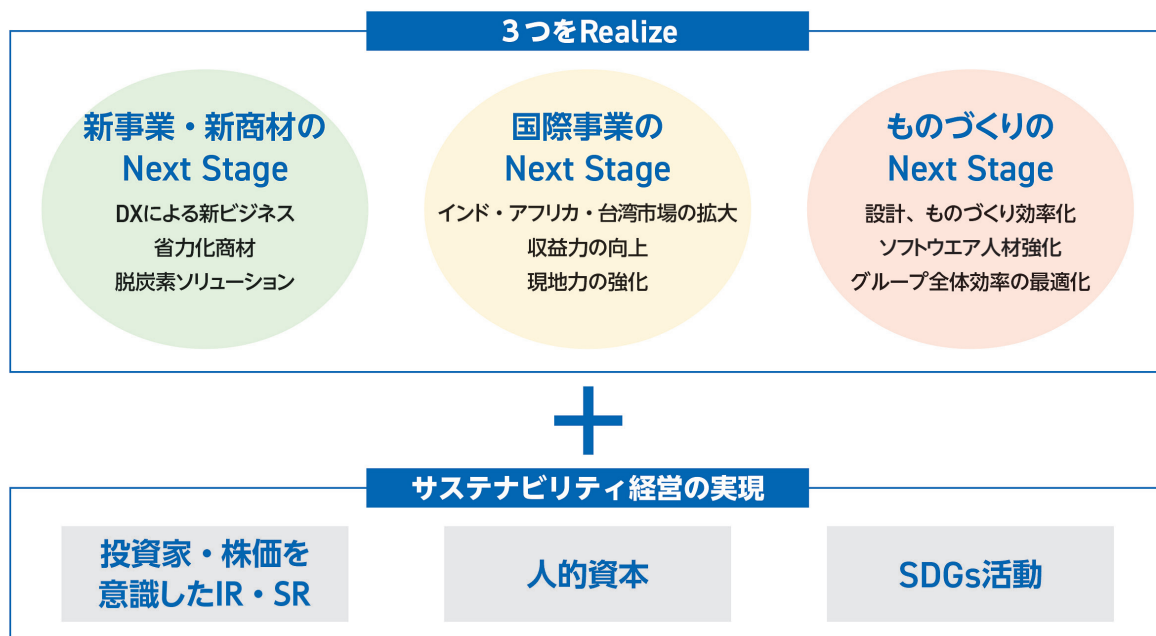
## <その他> ESG経営の推進

脱炭素化に向けた温室効果ガスの削減に努め、環境負荷の低い交通手段である鉄道の普及や維持を通じて持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

また、従業員エンゲージメント向上や地域密着型の社会貢献活動にも取り組みます。

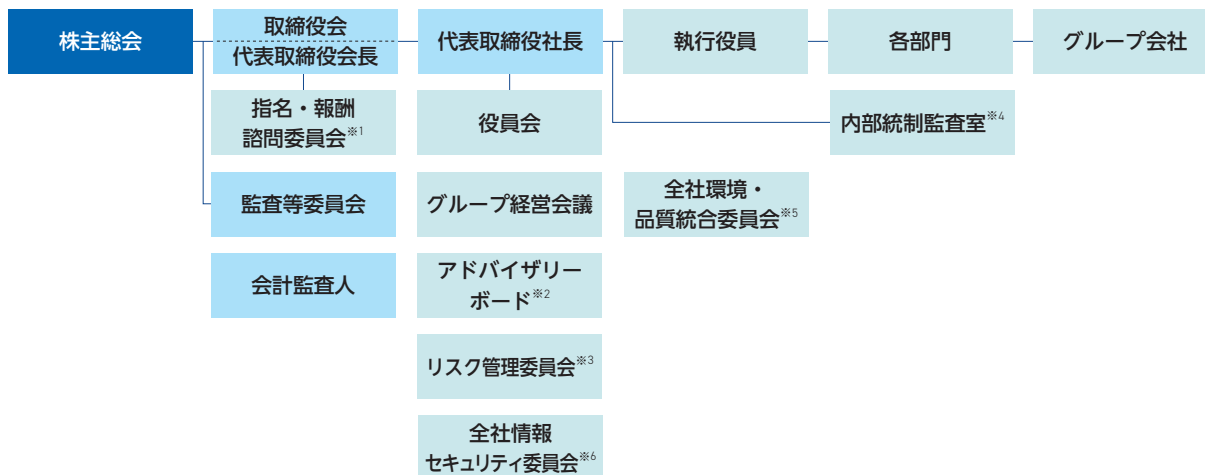
コーポレートガバナンスの強化といたしましては、モニタリングボードとしての取締役会を志向し、経営の監督機能と執行機能を明確に分離したうえで、監督機能の一層の強化と透明性の確保を図り、企業価値向上に努めてまいります。

## ■ 『Realize-EV100』の基本コンセプト



## 2 コーポレートガバナンスに対する考え方及び体制

### コーポレートガバナンス体制



#### ※1：指名・報酬諮問委員会

取締役会の諮問機関として、社外取締役を中心に構成しております。役員報酬や役員候補者の決定プロセスに関与し、手続きの透明性・客観性を高めております。

#### ※2：アドバイザリーボード

代表取締役の諮問機関として、経営に関する高い専門知識を持った外部の有識者で構成し、経営に対して高い見地から助言・提言を行います。

#### ※3：リスク管理委員会

取締役会の委任を受け、コンプライアンスを含めたあらゆるリスクを統括する組織であり、代表取締役社長が委員長を務めております。

#### ※4：内部統制監査室

購買・販売・会計など経営活動全般にわたる管理・運営のプロセス及び実施の状況を監査し、その結果に基づき情報の提供、改善、効率化への助言、提案等を通じて、経営の内部統制活動を行います。

#### ※5：全社環境・品質統合委員会

全社の環境マネジメントシステムの継続的改善及び品質向上を目的として環境・品質マネジメント状況を確認・推進する組織であり、環境・品質マネジメント推進部担当役員が委員長を務めております。

#### ※6：全社情報セキュリティ委員会

情報セキュリティリスクの管理と、情報資産及びネットワークの適切な運用を目的とする組織であり、取締役会に承認された者が委員長を務めております。

## (1) コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社は、取締役会のモニタリング機能を強化するため、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会設置会社に移行し、透明性の高い経営を実践するとともに、議決権を有する監査等委員である取締役の配置によりコーポレートガバナンスの一層の充実を図り、企業価値の向上を目指しております。

現在、取締役9名のうち、過半数の5名が社外取締役であり、かつ東京証券取引所の定める独立役員であります。4名の監査等委員につきましては、法令に従い過半数の3名が社外取締役であります。

また、役員の指名・報酬に係る議論の充実と決定プロセスの客観性・透明性を高めるため、過半数の独立社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」を取締役会の諮問機関として設置しております。

代表取締役の諮問機関としては、経営に関する高い専門知識を持った外部の有識者で構成する「アドバイザリーボード」を設置しております。

なお、経営の意思決定の迅速化・効率化を図り機動的な業務執行を可能にするため、執行役員制度を導入し、グループ経営におけるガバナンス強化を目的としてグループ経営会議を設置しております。

会社重要事項の決定は、取締役会で定めた付議基準に従い、「稟議」「取締役会決議」という2つの決裁手続きに基づいて決定しております。

取締役会は、法令・定款により決議を要する事項、中期・短期経営計画立案を含む事業運営に関する重要事項の審議、その他、取締役会規程及びその付議基準に定められた事項を決議いたします。また、グループ経営会議においては、当社グループ各社の中期・短期経営計画等の業務執行に関する審議と報告を行っております。

執行役員は役員会を構成し、中期・短期経営計画に基づく業務執行の審議・状況報告を行うとともに、権限委譲を受けて業務を遂行しております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制

### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、取締役会規程に定める業務執行の基本事項について会社の意思を決定するとともに、取締役並びに執行役員の職務の執行を監督する。
- (b) 当社は複数の社外取締役を継続して置くことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・強化を図る。
- (c) 中期・短期経営計画に基づく業務執行の審議・状況報告を行うための機関として「役員会」を設置し、適正かつ効率的な意思決定が可能な体制を構築する。
- (d) 各監査等委員は、内部監査部門及び会計監査人と連携した監査体制の下、取締役会において必要に応じて意見を述べるほか、監査等委員ではない社外取締役とともに会社の意思決定に対する牽制機能を果たす。
- (e) 常勤監査等委員は、定期的に管理部門及び事業部門責任者と連絡会を開催し、具体的業務執行状況を監査する。
- (f) 法令等の遵守は「信用の礎」であることを認識し、社内の全役員・従業員に対して「日本信号グループ理念」を基礎とした厳格な倫理教育を行う。
- (g) 法令等遵守の主要な留意点をまとめた「コンプライアンスマニュアル」を作成し、全従業員に配布するとともに、定期的な教育・研修等を通じて知識の定着と意識の醸成を図る。

## ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務執行に係る記録を適正かつ確実に保存するため、滅失等のリスクを極力低減させた保管体制をとる。
- (b) 当社は、取締役会、監査等委員会、役員会の議事録、稟議書など取締役の職務の執行に係る重要書類については、文書又は電磁的媒体に記録し、取扱者を限定することなどによってセキュリティを高めるほか、情報の保存に努める。

## ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社グループが経営資源の毀損を最小化し、継続的な成長を維持するために、リスクを正しく認識し、分析・評価し、適切に管理することを目的に、リスク管理規程を制定する。
- (b) 当社グループのリスク管理を統括する取締役会直轄組織として、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。
- (c) リスク管理委員会はグループ会社並びに社内全部門に対し、定期的にリスク認識と分析・評価の実施を指示するとともに、中期・長期的に顕在化が予見される重大リスクに対しては、委員長の指示による対策会議等を開催し適宜対応する。また、必要に応じて予算措置を講じる。

## ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 「経営の意思決定機能」と「業務執行機能」を分離することが、経営の意思決定の迅速化・効率化を図り、機動的な業務執行を可能にするとの判断から、執行役員制度を導入する。執行役員は、役員会を構成し、自らの業務執行の報告、他の執行役員業務の進捗状況確認並びに適正性チェックを行う。役付執行役員は、取締役会にも出席し、必要に応じて意見を述べ、あるいは業務執行上重要な事項の報告を行う。
- (b) 代表取締役は、自らの諮問機関として、経営に関する高い専門知識を持った社外の人材で構成する「アドバイザリーボード」を設置し、客観的な視点で事業活動の分析やリスク管理に関する助言を求める。
- (c) 各種権限規程や稟議手続等を整備し、各部門・使用人各自の役割と責任を明確にする。但し、全社的なテーマについては、積極的に委員会、プロジェクトチーム活動を展開し、部門を越えた横断的な検討を行い、経営が要求する課題に取り組む。
- (d) 取締役の職務の執行が迅速かつ効率的に行われるよう管理部門の企画機能を強化する。

## ⑤当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 企業価値向上を図り、国際・地域社会に貢献していくため、グループ共通の理念として「日本信号グループ理念」を制定する。
- (b) 当社は企業集団としての業務の適正性を確保しシナジーを発揮していくために、当社が主体となって当社グループの方向性を決定し、グループ全体の適正性をチェックする。
- (c) 担当部門が窓口となり、日常的に各子会社の経営状況・業務執行内容の報告を受けるとともに、役員を派遣して正しく経営が行われていることをチェックする。
- (d) 四半期に1回の頻度で子会社代表取締役を招集してグループ経営会議を開催し、当社グループ全体での経営、業績、リスク管理体制について報告を受け、必要な指導を行う。
- (e) ダイバーシティの進展や働き方の多様化を意識し、通報者の不利益にならないことを確保した内部通報窓口（コンプライアンスホットライン）を社内外に設置し、利用者が選択して利用できるようにする。

- (f) 内部通報の社外窓口には、経営から独立した外部の弁護士を配置し、子会社も利用可能にすることで、グループ全体における法令違反等の早期発見に努め、健全な職場環境を維持する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、その取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- (a) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、その主旨を十分配慮し、監査等委員会の意見を踏まえてこれを行う。
- (b) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- (c) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の職務に関し、監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の命令に従うものとする。
- ⑦ 当社及びグループ会社の取締役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制
- (a) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人等は、法令等の違反行為等、当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼす事項については、速やかに監査等委員会に報告する。
- (b) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人等は、監査等委員会の職務遂行に協力し、取締役会ほかの重要な会議への出席や資料の提供などを通じ業務の報告をするほか、適宜意見交換を行う。
- (c) 取締役は、監査等委員会に報告を行った者が、当該報告を理由として不利益な扱いを受けないことを確保する。
- ⑧ 監査等委員会の職務執行について生ずる費用等の処理に係る方針
- 監査等委員会の職務執行について生ずる費用等の処理については、担当部門が監査等委員の請求内容を確認のうえ速やかにこれを行う。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 代表取締役は、監査等委員会と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会の監査上の課題等について意見交換を行う。
- (b) 監査等委員は、法令に基づく会議体及び役員会、リスク管理委員会、グループ経営会議等の重要な会議体に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。
- (c) 監査等委員は、使用人の業務品質改善に係る発表会など、業務革新や企業価値を高める意識を醸成する会議にも出席し、監査の実効性を高める。

### (3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

#### ①コンプライアンス体制

- (a) 当社は、全役員・従業員がグループの使命や価値観を共有し行動するため、「日本信号グループ理念」を制定している。理念浸透を推進する責任者を職場毎に配置し、セルフチェックを含めた教育を定期的に行うなど、理念浸透を図っている。
- (b) 役員及び従業員に対して、「コンプライアンスマニュアル」の読み合わせや「セルフチェックの実施」などのコンプライアンス教育を実施している。
- (c) 社外窓口を含めた内部通報窓口(コンプライアンスホットライン)を導入しており、グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図っている。

#### ②リスク管理体制

代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を、規程に基づき定期的に開催している。リスク管理委員会では、全社的な視点で議論しており、当期は2回開催した。議論の内容は、取締役会に報告している。

#### ③グループ会社の経営管理

- (a) 子会社の事業状況は、定期的に開催されるグループ経営会議に報告を求めており、当期は4回開催した。
- (b) 当社から派遣している取締役・監査役が出席する子会社の取締役会においても、子会社の状況を適宜監査している。

#### ④取締役の職務執行

- (a) 取締役のうち社外取締役の占める割合を過半数とし、経営の透明性を高めている。牽制機能を強化し、更なる透明性向上を図っている。
- (b) 取締役会規程に基づき、取締役会を月に1回定例で開催するほか、必要に応じ臨時開催も可能にしている。当期は13回開催した。
- (c) 開催に当たり資料を事前配布しており、出席前の検討時間の確保に努めている。
- (d) 取締役会には、独立性の高い社外取締役が出席し、高度な専門性・幅広い視点による経営に対する提言を行っている。
- (e) 指名・報酬諮問委員会規程に基づき、「指名・報酬諮問委員会」を当期は5回開催し、役員体制や報酬について答申をした。
- (f) 「アドバイザーボード」を定期的に開催しており、当期は11回開催した。
- (g) 法令及び文書管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報は、適切な保存及び管理を行っている。

#### ⑤監査等委員会の監査体制

- (a) 監査等委員会を当期は13回開催した。
- (b) 監査等委員会が定めた監査方針及び監査計画などに基づき、常勤の監査等委員は重要な会議に出席するほか、内部監査部門を通じて各部門に対して調査を行い、取締役会の業務執行状況について監査・監督している。
- (c) 常勤監査等委員は、定期的に管理部門及び事業部門責任者と連絡会を開催し、具体的業務執行状況を監査している。

### 3 株式の状況

#### (1) 株式の状況（2026年3月31日現在）

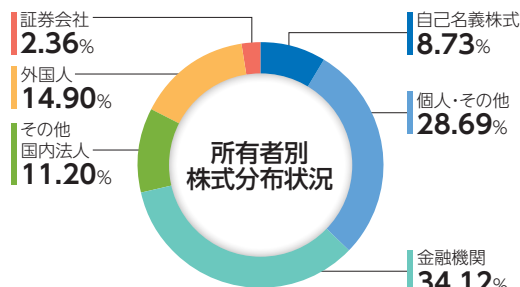
- 発行可能株式総数 200,000,000株
- 発行済株式総数 68,339,704株
- 株主数 16,663名

#### ■ 大株主

株主名	持株数 (単位：千株)	持株比率 (単位：%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,495	12.02
富国生命保険相互会社	4,793	7.68
日本信号取引先持株会	3,528	5.66
日本信号グループ社員持株会	3,110	4.99
株式会社みずほ銀行	2,200	3.53
株式会社日本カस्टディ銀行（信託口）	2,130	3.42
西日本旅客鉄道株式会社	2,050	3.29
株式会社三菱UFJ銀行	1,372	2.20
GOVERNMENT OF NORWAY	1,343	2.15
東海旅客鉄道株式会社	902	1.45

(注) 1. 富国生命保険相互会社は、上記のほかにも当社の株式730千株を退職給付信託として信託設定しており、その議決権行使の指図権は同社が留保しております。

2. 持株比率は自己株式（5,968,757株）を控除して算出しております。



#### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	塚本英彦	社長執行役員 (リスク管理委員会委員長、内部統制監査室担当)
取締役	後藤隆一	専務執行役員 (事業統括、ものづくり統括、支社・支店担当)
取締役	堀江徹	常務執行役員 (経営管理統括 兼 グローバルビジネス推進室長)
取締役	井上由里子	一橋大学大学院法学研究科 ビジネスロー専攻 客員教授 第一生命ホールディングス株式会社 社外取締役 放送大学 教授
取締役	村田誉之	大和ハウス工業株式会社 代表取締役副社長 株式会社フジタ 非常勤取締役
取締役 (常勤監査等委員)	徳淵良孝	
取締役 (常勤監査等委員)	徳永崇	
取締役 (監査等委員)	鈴木雅子	ユナイテッドグローウ株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	相澤利彦	TSUNAGU・パートナーズ株式会社 代表取締役 グロービス経営大学院 教授 株式会社クオインタムリープフードイノベーション 代表取締役 株式会社みらいワークス 社外取締役

- (注) 1. 取締役井上由里子氏、村田誉之氏、徳永崇氏、鈴木雅子氏及び相澤利彦氏は社外取締役であり、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 社外取締役井上由里子氏が社外取締役を務める第一生命ホールディングス株式会社の子会社である第一生命保険株式会社は、当社と資本関係及び保険契約等の取引関係があります。
3. 社外取締役村田誉之氏が取締役副社長を務める大和ハウス工業株式会社の子会社と当社は駐車場機器、清掃ロボット等の取引関係があります。
4. 上記のほか、当社社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はございません。
5. 社内的重要な会議に出席する等、情報収集の充実に図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査・監督機能を強化することを目的とし、常勤の監査等委員である取締役を選定しております。
6. 当社は、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約に関する定めを設けております。また、井上由里子氏、村田誉之氏、徳永崇氏、鈴木雅子氏及び相澤利彦氏との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、第144期においても当該契約を更新する予定です。内容としては、被保険者が負担することになる株主代表訴訟のほか、第三者訴訟など被保険者個人に対する損害賠償請求を当該保険により填補することとしております。当該保険の被保険者は、取締役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人であり、すべての被保険者について、その保険料全額を当社が負担しております。なお、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、犯罪行為に起因する損害及び法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等については填補の対象にしないこととしております。

## (2) 事業年度中に退任した役員

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位
藤原 健	2025年6月20日	任期満了	取締役
坂井 正善	2025年6月20日	任期満了	取締役
平野 和浩	2025年6月20日	任期満了	取締役

(ご参考) 執行役員の状況 (2026年3月31日現在)

当社は、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。

執行役員は13名で構成されており、以下のとおりであります。

地位	氏名	担当又は職名
※社長執行役員	塚本 英彦	リスク管理委員会委員長、内部統制監査室担当
※専務執行役員	後藤 隆一	事業統括、ものづくり統括、支社・支店担当
専務執行役員	坂井 正善	全社技術・研究開発統括、次世代鉄道システム担当、グループIT戦略部担当、環境・品質マネジメント推進部担当
※常務執行役員	堀江 徹	経営管理統括 兼 グローバルビジネス推進室長
常務執行役員	並木 浩	交通運輸インフラ事業担当 (鉄道システム)、久喜事業所担当、国際事業担当 兼 国際事業部長
常務執行役員	田上 英明	交通運輸インフラ事業担当 (スマートモビリティ)、ICTソリューション事業担当、宇都宮事業所担当
常務執行役員	町山 新一	経営管理担当 兼 経営企画室長
執行役員	平本 正幸	台北営業所長、台湾日信テクノロジー総経理
執行役員	中沢 睦雄	AFC事業部長
執行役員	古川 哲	鉄道システム事業部長
執行役員	石川 達哉	久喜事業所長
執行役員	石毛 隆晴	研究開発室長 兼 研究開発室第1 R&D部長 兼 知的財産管理部長 兼 次世代交通インフラ推進室長
執行役員	石川 昌利	大阪支社長

(注) ※は取締役兼務者であります。

### (3) 取締役の報酬等

#### ①取締役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額	うち種類別総額		
			固定	業績連動	非金銭等
監査等委員 でない取締役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	305百万円 (21百万円)	100百万円 (21百万円)	204百万円 (一)	— (一)
監査等委員 である取締役 (うち社外取締役)	4名 (3名)	72百万円 (44百万円)	72百万円 (44百万円)	— (一)	— (一)
合計	12名 (5名)	377百万円 (65百万円)	172百万円 (65百万円)	204百万円 (一)	— (一)

(注) 当社は2023年6月23日開催の第140回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額500百万円以内（うち社外取締役分は36百万円以内）と決議しており、監査等委員である取締役の報酬額を年額84百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役3名）です。

#### ②業績連動報酬等に関する事項

中長期の企業価値向上及び短期の業績目標達成に向けた健全なインセンティブとなるよう、業績連動報酬の構成については、中長期並びに短期業績に連動する業績連動報酬で構成し、毎月定額の報酬を支給しています。

中長期の業績連動報酬は、取締役毎に設定された中長期目標の達成度を勘案して個人別に毎年決定し、短期の業績連動報酬は、当期連結経常利益を業績指標として、取締役及び執行役員を合わせその2.0～2.5%を支給しております。業績指標として連結経常利益を選定した理由は、当社グループの中長期的課題として収益性の課題を掲げており、中期経営計画において連結経常利益の達成目標を設定しているためです。

当期を含む連結経常利益の推移は、1 (2) 財産及び損益の状況に記載のとおりです。

なお当社は、第143回定時株主総会において「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件」を上程しており、これが可決された場合、取締役及び執行役員に対して業績連動報酬の一部を譲渡制限付株式により支給する予定です。

#### ③取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針

##### (a) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

中長期の企業価値向上及び短期の業績目標達成に向けた健全なインセンティブとなるよう報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という）について「指名・報酬諮問委員会」に諮問し、その答申を尊重して2017年6月23日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

なお当社は、2023年6月23日開催の第140回定時株主総会決議に基づき監査等委員会設置会社に移行したため、決定方針の決定方法につきましても監査等委員会の関与について見直しております。

## (b) 決定方針の内容の概要

中長期の企業価値向上及び短期の業績目標達成に向けた健全なインセンティブとなるよう、職位毎に決定する固定報酬と、中長期並びに短期業績に連動する業績連動報酬とで構成される報酬体系とし、個々の取締役の報酬については、各職責を踏まえた適正な水準となるように決定します。

## (c) 当期にかかる取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、監査等委員会の意見を踏まえ、「指名・報酬諮問委員会」が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会もその答申を尊重して決議しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

## ④取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当期においては、2025年6月20日開催の取締役会にて代表取締役社長塚本英彦氏に取締役の個人別の報酬額の決定を委任する旨を決議し、同氏が具体的内容を決定しております。

委任した権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び業績連動報酬に係る各取締役の経営課題の達成状況評価であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の経営課題の達成状況を評価するには代表取締役が適任であるからです。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、監査等委員会の意見を踏まえ、「指名・報酬諮問委員会」に原案を諮問し、答申を得ております。

## (4) 社外役員に関する事項

## ①重要な兼職の状況等

前記4 会社役員に関する事項（1）取締役の氏名等に記載のとおりであります。

## ②当期における活動状況

・取締役会及び監査等委員会等への出席状況

		取締役会（13回開催）		監査等委員会（13回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査等委員 でない取締役	井 上 由里子	13/13回	100%	—	—
	村 田 誉 之	12/13回	92%	—	—
監査等委員 である取締役	徳 永 崇	13/13回	100%	13/13回	100%
	鈴 木 雅 子	13/13回	100%	13/13回	100%
	相 澤 利 彦	13/13回	100%	13/13回	100%

・取締役会及び監査等委員会等における発言状況

井上由里子氏は、主として法律の専門家としての見地から、経営の意思決定の適法性及び妥当性を確保するための発言を行っております。

村田誉之氏は、主として経営者としての豊富な経験、実績及び知見に基づき、経営の意思決定の妥当性を確保するための発言を行っております。

徳永崇氏は、リスク管理についての専門知識及び幅広い見識に基づき、経営の意思決定の適法性及び妥当性を確保するための発言を行っております。

鈴木雅子氏は、人材活用、健康支援サービスの企業経営に関する豊富な経験、実績及び知見に基づき、経営の意思決定の適法性及び妥当性を確保するための発言を行っております。

相澤利彦氏は、経営者、経営コンサルタント、経営大学院教授としての豊富な経験、実績及び知見に基づき、経営の意思決定の適法性及び妥当性を確保するための発言を行っております。

## 5 会計監査人の状況

### (1) 名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

項 目	支 払 額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	63百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63百万円

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人が所定の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実行するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、海外での法人税申告に際し当該国より要求される、日本国内での発生原価に関する調査手続き等についての対価を支払っております。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、当社の会計監査業務に重大な支障があると判断したときには、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の変更が必要であると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき議案を株主総会に提出いたします。

以 上

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部			負債及び純資産の部		
科目	(当期) 第143期 2026年3月31日現在	(ご参考) 第142期 2025年3月31日現在	科目	(当期) 第143期 2026年3月31日現在	(ご参考) 第142期 2025年3月31日現在
<b>資産の部</b>	<b>172,224</b>	<b>166,240</b>	<b>負債の部</b>	<b>57,888</b>	<b>63,616</b>
<b>流動資産</b>	<b>113,220</b>	<b>110,198</b>	<b>流動負債</b>	<b>49,524</b>	<b>54,019</b>
現金及び預金	10,963	11,291	支払手形及び買掛金	10,572	11,743
受取手形	147	157	電子記録債務	3,947	5,431
売掛金	42,317	38,684	短期借入金	15,500	19,200
契約資産	34,665	34,711	リース債務	3	3
電子記録債権	1,222	1,284	未払法人税等	4,935	2,848
製品	7,649	6,732	契約負債	3,591	5,288
仕掛品	7,666	8,517	賞与引当金	3,349	2,953
原材料及び貯蔵品	5,089	5,714	受注損失引当金	859	218
その他	3,544	3,105	その他	6,765	6,332
貸倒引当金	△45	△0	<b>固定負債</b>	<b>8,363</b>	<b>9,597</b>
<b>固定資産</b>	<b>59,003</b>	<b>56,041</b>	長期預り金	99	99
<b>有形固定資産</b>	<b>20,779</b>	<b>18,734</b>	長期未払金	20	26
建物及び構築物	6,198	6,085	リース債務	7	4
機械装置及び運搬具	3,196	2,331	繰延税金負債	947	725
工具、器具及び備品	2,760	2,147	退職給付に係る負債	7,288	8,741
土地	5,569	5,486	<b>純資産の部</b>	<b>114,336</b>	<b>102,623</b>
リース資産	58	61	<b>株主資本</b>	<b>99,007</b>	<b>89,257</b>
建設仮勘定	2,995	2,621	<b>資本金</b>	<b>10,000</b>	<b>10,000</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>3,022</b>	<b>3,059</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>7,585</b>	<b>7,585</b>
ソフトウェア	2,216	2,173	<b>利益剰余金</b>	<b>87,993</b>	<b>78,243</b>
ソフトウェア仮勘定	617	668	<b>自己株式</b>	<b>△6,571</b>	<b>△6,571</b>
その他	188	217	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>15,328</b>	<b>13,366</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>35,201</b>	<b>34,248</b>	<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>13,535</b>	<b>12,943</b>
投資有価証券	28,106	28,282	<b>退職給付に係る調整累計額</b>	<b>1,792</b>	<b>422</b>
退職給付に係る資産	4,357	3,248	<b>合計</b>	<b>172,224</b>	<b>166,240</b>
繰延税金資産	800	768			
その他	1,950	1,967			
貸倒引当金	△13	△18			
<b>合計</b>	<b>172,224</b>	<b>166,240</b>			

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	(当期) 第143期 2025年4月1日から2026年3月31日まで		(ご参考) 第142期 2024年4月1日から2025年3月31日まで	
	金 額			
売上高		114,071		106,859
売上原価		85,112		81,180
<b>売上総利益</b>		<b>28,958</b>		<b>25,679</b>
販売費及び一般管理費		17,256		15,773
<b>営業利益</b>		<b>11,701</b>		<b>9,906</b>
<b>営業外収益</b>				
受取利息	1		1	
受取配当金	655		717	
その他	931	1,589	639	1,357
<b>営業外費用</b>				
支払利息	129		98	
その他	137	267	375	474
<b>経常利益</b>		<b>13,024</b>		<b>10,789</b>
<b>特別利益</b>				
固定資産売却益	356		3	
投資有価証券売却益	3,102		415	
ゴルフ会員権売却益	0		0	
偶発損失引当金戻入額	—	3,458	545	964
<b>特別損失</b>				
固定資産除売却損	10	10	79	79
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>16,472</b>		<b>11,674</b>
法人税、住民税及び事業税	5,520		3,262	
法人税等調整額	△642	4,878	△91	3,171
<b>当期純利益</b>		<b>11,594</b>		<b>8,503</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>11,594</b>		<b>8,503</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部			負債及び純資産の部		
科目	(当期) 第143期 2026年3月31日現在	(ご参考) 第142期 2025年3月31日現在	科目	(当期) 第143期 2026年3月31日現在	(ご参考) 第142期 2025年3月31日現在
<b>資産の部</b>	<b>151,297</b>	<b>147,014</b>	<b>負債の部</b>	<b>59,127</b>	<b>62,618</b>
<b>流動資産</b>	<b>96,803</b>	<b>94,655</b>	<b>流動負債</b>	<b>51,540</b>	<b>54,477</b>
現金及び預金	6,077	6,198	支払手形	391	721
受取手形	68	60	電子記録債務	3,483	6,347
電子記録債権	1,080	1,266	買掛金	12,269	12,213
売掛金	34,696	32,441	短期借入金	15,500	19,200
契約資産	31,937	32,915	未払金	612	542
製品	7,462	6,533	未払費用	1,594	1,581
仕掛品	6,832	7,584	未払法人税等	3,594	1,704
原材料及び貯蔵品	3,926	4,773	未払消費税等	330	282
その他	4,719	2,881	契約負債	3,224	4,775
<b>固定資産</b>	<b>54,494</b>	<b>52,359</b>	預り金	7,833	5,362
<b>有形固定資産</b>	<b>16,174</b>	<b>14,977</b>	賞与引当金	1,449	1,335
建物	4,621	4,742	受注損失引当金	859	197
構築物	239	255	その他	397	213
機械及び装置	2,440	1,829	<b>固定負債</b>	<b>7,587</b>	<b>8,141</b>
車両運搬具	41	55	長期預り金	98	98
工具、器具及び備品	2,295	1,797	長期未払金	17	19
土地	3,572	3,611	繰延税金負債	—	103
リース資産	49	54	退職給付引当金	7,471	7,919
建設仮勘定	2,915	2,629	<b>純資産の部</b>	<b>92,169</b>	<b>84,395</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>2,947</b>	<b>2,993</b>	<b>株主資本</b>	<b>78,847</b>	<b>71,663</b>
ソフトウェア	2,155	2,090	<b>資本金</b>	<b>10,000</b>	<b>10,000</b>
ソフトウェア仮勘定	637	719	<b>資本剰余金</b>	<b>7,458</b>	<b>7,458</b>
その他	154	183	資本準備金	7,458	7,458
<b>投資その他の資産</b>	<b>35,372</b>	<b>34,389</b>	その他資本剰余金	0	0
投資有価証券	25,195	24,406	<b>利益剰余金</b>	<b>67,960</b>	<b>60,776</b>
関係会社株	8,746	8,746	利益準備金	1,175	1,175
前払年金費用	22	—	その他利益剰余金	66,784	59,600
繰延税金資産	166	—	固定資産圧縮積立金	1,975	1,975
その他	1,253	1,252	別途積立金	23,537	23,537
貸倒引当金	△11	△16	繰越利益剰余金	41,272	34,088
<b>合計</b>	<b>151,297</b>	<b>147,014</b>	<b>自己株式</b>	<b>△6,571</b>	<b>△6,571</b>
			<b>評価・換算差額等</b>	<b>13,322</b>	<b>12,732</b>
			その他有価証券評価差額金	13,322	12,732
			<b>合計</b>	<b>151,297</b>	<b>147,014</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	(当期) 第143期 2025年4月1日から2026年3月31日まで		(ご参考) 第142期 2024年4月1日から2025年3月31日まで	
	金 額			
売上高		87,948		83,256
売上原価		68,313		64,996
<b>売上総利益</b>		<b>19,634</b>		<b>18,260</b>
販売費及び一般管理費		14,220		13,609
<b>営業利益</b>		<b>5,413</b>		<b>4,650</b>
<b>営業外収益</b>				
受取利息	8		2	
受取配当金	3,529		2,721	
その他	882	4,420	599	3,323
<b>営業外費用</b>				
支払利息	155		104	
その他	131	286	365	470
<b>経常利益</b>		<b>9,547</b>		<b>7,504</b>
<b>特別利益</b>				
固定資産売却益	354		3	
投資有価証券売却益	3,062		415	
ゴルフ会員権売却益	0		0	
偶発損失引当金戻入額	—	3,418	545	964
<b>特別損失</b>				
固定資産除売却損	7	7	65	65
<b>税引前当期純利益</b>		<b>12,957</b>		<b>8,403</b>
法人税、住民税及び事業税	3,439		1,523	
法人税等調整額	△534	2,904	△86	1,436
<b>当期純利益</b>		<b>10,053</b>		<b>6,966</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

日本信号株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 尻 慶 太  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 土 居 一 彦  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本信号株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本信号株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企

業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

日本信号株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田尻慶太  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 土居一彦  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本信号株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第143期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第143期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部統制監査室及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月11日

日本信号株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 徳 淵 良 孝 ㊟

常勤監査等委員 徳 永 崇 ㊟

監査等委員 鈴木 雅 子 ㊟

監査等委員 相 澤 利 彦 ㊟

(注) 監査等委員徳永崇、鈴木雅子及び相澤利彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主メモ

### 事業年度

4月1日から翌年3月31日まで

### 定時株主総会日

6月下旬

### 基準日

定時株主総会関係 3月31日  
 剰余金期末配当関係 3月31日  
 (中間配当の支払いを行うときは9月30日)

### 株主名簿管理人及び 特別口座管理機関

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号  
 みずほ信託銀行株式会社

### 郵便物送付先・ 電話お問い合わせ先

〒168-8507  
 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部  
 0120-288-324 (フリーダイヤル)

### 公告方法

電子公告 (当社ホームページに掲載)  
<https://www.signal.co.jp/ir/>

※ 事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。

### ●住所変更、単元未満株式の買取・買増などのお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社にお申出ください。

### ●未払配当金の支払について

株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社にお申出ください。

### ●「配当金計算書」について

配当金お支払いの際にご送付してあります「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社などにて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社にご確認をお願いします。

なお、配当金領収証にて配当金をお受取りの株主様につきましても、配当金のお支払いの都度「配当金計算書」を同封させていただきます。

## 年間スケジュール

株主の皆さまに関係するスケジュールのご案内です。





## 株主総会会場のご案内

会場：東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

**東京国際フォーラム ホールD7 受付は6階となります。**

電話：(03) 5221-9000 (代)

\*下記をご参照のうえ、お間違いのないよう6階の受付までお越しください。



## 交通アクセスのご案内

### JR 有楽町駅

国際フォーラム口より徒歩3分

### 東京メトロ

有楽町線・有楽町駅

D5出口より地下1階にて連絡 徒歩3分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

### JR東京駅

丸の内南口より徒歩5分

(京葉線・東京駅4番出口より地下1階にて連絡)

### 東京メトロ

日比谷線

日比谷駅

徒歩5分

銀座駅

徒歩6分

銀座線

銀座駅

徒歩7分

京橋駅

徒歩7分

千代田線

二重橋前駅

徒歩5分

日比谷駅

徒歩7分

丸ノ内線

銀座駅

徒歩5分

### 都営地下鉄

三田線

日比谷駅

徒歩5分